

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第5回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番淀 秀夫君、10番齋藤修一君、ご両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

◎議第62号 川西町役場の位置を定める条例の制定について

○議長 日程第3、議第62号 川西町役場の位置を定める条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第62号 川西町役場の位置を定める条例の設定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町役場の位置を定めるため提案するものでございます。内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第62号 川西町役場の位置を定める条例の設定について、ご説明を申し上げます。

議案並びに概要をごらんいただきたいと思います。

川西町役場の位置を定める条例を次のように制定する。

川西町役場の位置を定める条例。

概要の1をごらんいただきたいと思います。

制定の趣旨でございます。平成29年度に国が創設した「市町村役場機能緊急保全事業」を活用し、平成32年度までに役場庁舎を新た整備するにあたり、議会の同意を得て「川西町新庁舎整備基本計画」に新庁舎の建設地を盛り込みたいため、川西町役場の位置を定める条例を制定するものでございます。

この議会の同意を得てということにつきましては、下の参考に、地方自治法第4条を記載してございますが、第1項の部分で、地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならないという規定がございまして、これにのっとるものでございます。

制定の内容でございます。川西町役場の位置を川西町大字上小松977番地1と定めるものでございます。

附則といたしまして、施行日でございますが、この条例は規則で定める日から施行することといたしてございます。

概要の裏面をごらんいただきたいと思います。

上段に新庁舎建設地の航空写真を載せてございますが、山形おきたま農業協同組合本店が  
ございますが、その南側の、現在水田となっておりますが、青い色染めをしているところが  
建設予定地でございます。下に、その字限図を載せてございますが、字限図の、これも青地  
の部分でございますが、左上に旗揚げをしております字の大きなほうが、大字上小松977番  
地1というようなことで、公簿上の面積でございますが1万1,387平米でございます。また、  
右上の小さく区切っております字が、これが大字上小松977番地の2ということで60平米ご  
ざいます。

概要の表に戻っていただきまして、4の建設地の概要でございますが、(2)の部分でご  
ざいます、現在の地目は田となっております、先ほどの2筆合わせまして合計面積が1万  
1,447平米ということになっております。

条例の附則の第2項でございます、川西町役場の位置を変更する条例、大字上小松の1567  
番地ということに定めております現在の条例でございますが、この条例は施行の日をもって  
廃止するというにいたします。

平成29年11月28日提出、川西町長名でございます。

よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

5番 神村建二君。

○5番 役場を農地に新たに新設するということでございます。24日の全員協議会で質問いた  
しましたが、農地を新たに求めて、そこに庁舎を建てるということでございますが、その場  
合に、先ほど24日と申しましたが、24日の時点でも、ご質問して理解が十分できていないの  
で再度ご質問いたしますが、いわゆる農振除外という件と、それから農地転用という点、こ  
れが手続上必要になってくるということでございます。仮定の話として、本日、庁舎位置が  
新たに決まると仮定しますと、その土地の農振除外及び農地転用の申請が必要になるとい  
うことでございます。

現在、川西町の規則では、農振除外の申請日は締切日が年2回ということで、6月15日と  
11月20日となっている。そうした場合に、これからその申請をしようとするときに、その  
直近では来年の6月15日となります。しかしながら、さきの24日の全員協議会でのご説明で  
は、そこまで待たずに手続が可能であるというふうに説明があったと認識をしております。  
理解を深めるために、もう一度その辺の理由をご説明願いたいと思います。よろしく願い  
します。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 農業振興地域内の整備計画の変更、いわゆる農振除外でございますが、先ほど神村議員は、本町の規定とおっしゃったところでございますが、これは法的な日時の根拠はございませんで、本町の運用として、6月15日と11月20日ということで年2回の締切日を設けているところでございます。これにつきましては、民間から出されております申請書類、十分に把握いたしまして、精査をした上で、翌月の各関係機関より意見書を頂戴するわけでございますが、その準備期間を含めての11月20日というような締め切りをさせていただいておるところでございます。

今回、役場庁舎につきましては、事前の協議を十分にしております、高い精度の書類が提出が可能であるということから、スケジュールどおりの事務手続には支障がないということと判断をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 5番神村建二君。

○5番 運用上というお話でしたが、運用上であれ、規則であれ、そういうふうに町として年2回、6月15日締め切り、11月20日締め切りというふうに決めているわけです。それに従って言えば、客観的に言えば、その期日にあわせて申請が行われると、それ以外は間に合わないからだめだというふうな、却下するというふうになると思います。要するに、締め切りを締め切るということは、その期日にあわせて申請をするというのがルールだと思います。

先ほどのご答弁では、手続が始まっているというふうに理解をしたわけでございますが、例えば民間の企業が、そういった同じような事例で、例えば、今回はJAの南側ですが、北側に農地を申請すると、農振除外の申請をするといった場合には、今既に、きょうは11月28日ですから、11月20日というのは過ぎています。しかしながら、そういった民間の場合は、例えば、これから来年の6月15日を待たないで申請をするということは可能なんですか。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 農振除外の手続をするに当たりまして、農地転用が可能であるかどうかというような土地の事前調査が必要でございます。申請する前には、その事業者の方々と我々が何度も事前協議をしながら精査を深めていくということでございますので、その日程については、6月15日、あるいは11月20日ということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 5番神村建二君。

○5番 今のご答弁は、ちょっと、いまいち私の質問に対する回答としては非常に理解できなかったんですけども、民間と公共的な役場の問題というのは、何かルールもあるんですけども、運用上が、役場の場合は内部なんで、もうできちゃうと。それから、民間の場合は全く個人的な問題なんで、それはできないよというような感じに、何か公平性の点から、保たれているのかなというような感じを受けるんですが、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 先日の全員協議会でもご質問を賜りました。民間事業者の皆さんに開発行為に入っていただくときには、事前の申請行為をいただきながら、11月、そして6月と期限を決めさせていただきまして、事業計画を、農振除外計画を立てていただくわけですが、その後、その書類をいただいて、精査をさせていただいて、農業関係の組織にご意見を賜るという期間が必要であります。その上で計画変更をするわけございまして、ある程度の審査期間が必要だということで日限を決めて申請手続をお願いしているところであります。

今回、町が進めております新たな農振除外する手続につきましては、町が持つ農業振興計画エリアを除外するというので、これは行政の土地利用計画の一環でございまして、行政側が持っている計画でありますので、その審議につきましては、きょう議決をいただければ、議会の議決をもって除外申請を進めていくということでありまして、公的な除外申請というふうに捉えておりますので、これは行政内部の計画でございまして、民間との手続の違いについてはご理解賜りたいと思います。

○議長 ほかに。

4番鈴木清左衛門君。

○4番 関連いたしまして、先般の24日のときも今の部分につきまして質問させていただきました。運用例というご説明の中でのことであるということございまして。法的な縛りがないということございまして。やっぱりその部分が、どうもわかりにくいかなというふうに思っているところです。行政については、行政内のことであって、それは問題ないということございましてけれども、それは、運用例といいますか、何かそういう決まり事というのは町のほうにあるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、日にちなんですけれども、実際、手続が仮にきょう通りますと、今のご説明ですと、それからというふうなことで、進めるということだったんですけども、実質的に今回の11月の申請が一つの形となる、議決するのは、おおよそいいですか、いつを目途としているか、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 ただいまのご質問でございますが、法的な提出の回数、あるいは期日というのはございませんでして、本町で運用しておりますのは、年2回、6月と11月ということで、先ほどお話ししたとおりでございます。管内で随時受け付けする町村もあれば、3回の受付期間を設けている機関もあつたり、さまざまでございますが、本町では、事務手続が、おおむね半年が必要であることから、年2回の受け付けとさせていただいているところでございます。あと、私ども、農振除外の申請を受ける部署でございますので、申請が本日来たということであるとするならば、事務手続を早急に進めまして、約半年後にその事務処理が終了するというような見込みでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 4番鈴木清左衛門君。

○4番 ルールがないんだなということが、今、確認できたと思います。そういう、市町によって、3回のところと2回のところというふうにあるということ聞いてございます。これがこういう形で行われるということになりますと、どうもすっきりしない、今、神村議員からもありましたけれども、その辺のところ、ちょっと曖昧になっているのかなというふうに思っています。そういったものを、今後どういうふうな形で、先般、山口副町長からは今回限りというふうなお話がありましたけれども、果たしてそのようなことでいいのかなというふうに思っているものですから、そのあたりもお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 山口副町長が今回限りというふうに発言したということですが、そこは私は認識しておりませんので、今後とも、さまざまな公共的な土地変更などがあれば、農振除外の手続などについては、公的な手続を踏みながら、ご理解いただくように手続を進めてまいりたいと思っております。今回、民間事業者の開発行為ということで、そのためには、さまざまな隣接の方々や、また農業関係団体の皆様のご意見をいただきながら農振除外の判断をするわけございまして、農業振興計画でありますから、そこから除外するという手続についてはある程度の期間が必要だということで、民間事業者の開発行為については縛りがあるということはお理解賜りたいと思っております。

今回、公共的な用地の取得について農振除外の手続を進めたいという考えでございますので、これは町の行政としての農振除外からも外すと、除外ということの手続については、あ

る程度書類整理がされておりますので、そのことについては、本日の議決をいただいた段階で次の除外申請の手続を進めさせていただいて、来月以降になりますけれども、農業委員会を初め関係団体のご意見などを賜って、県のほうに申請をしていくという形になりますので、そのところについてはご理解賜りたいと思います。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、本案に対する討論に入ります。

本案に対する討論の通告があった方は2名であります。反対者の発言を許します。

5番 神村建二君。

○5番 本日の付議案件であります川西町役場の位置を定める条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

本年2月に役場庁舎の整備の方針が打ち出され、庁舎内に新庁舎整備推進会議が設けられて内部での検討が行われてきました。その間、住民に対する問いかけは何もなかったと思います。5カ月過ぎた7月27日に、新庁舎の候補地としてJA山形おきたま本店南側とする方針を明らかにされました。翌日にそのことが新聞に載って、それを見た町民の方々は、役場の場所はもう決まったと思い込んでしまった。それが、今に及んでいるのではないかと思います。9月から10月にかけて行った町のアンケートにおいて回答率が40.3%でありました。これほど重要な事業について回答率が50%にもいかないというのは、今さら言ってもどうにもならないという声を、そこここで聞くにつれ一層感じるわけです。このように、第一に、当初の数カ月間にわたり住民の意見や考えを聞くことなく物事を決めていったプロセスに問題があります。

第二に、新庁舎の候補地は町有地最優先としてきましたが、突然に民有農地になったことであります。第三に、農地は、農振除外や農地転用に時間がかかるので対象外とするとしてきましたが、それにもかかわらず民有農地としたことです。第四に、庁舎が移転した場合、これまで、営々として商業活動を営んできた中心市街地が空洞化していくのは目に見えていることです。第五に、官公署などがある交通等利便性のあるところとしてきましたが、候補地の場合、現在の中心市街地から候補地への交通はきわめて不便になり、かつ安全性が全く保障されないということです。第六に、候補地に新庁舎を36億円かけて整備した場合に、その返済のために、その後のいろんな場面での住民へのサービス低下が本当はないのか、懸念

が拭えないことです。

以上6点を挙げましたが、第一から第六まで重みは皆同じです。ほかにも幾つかありますが、省略いたします。

以上、議員皆様のご賛同をいただきたくお願いを申し上げ、反対の討論といたします。

○議長 次に、賛成者の発言を許します。

3番鈴木幸廣君。

○3番 私は、本条例に対して賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。これまで、さまざまな会議において、町当局の新庁舎整備にかかわる説明をお聞きしてまいりました。また、議会においても、意見交換会など、さまざまな機会において町民の皆様からご意見を頂戴してまいりました。このような場において、町民の皆様は、町当局が計画する山形おきたま農協の南側の位置に庁舎を新設するというふうなことの意見には多くの方々が賛成だと私は認識をしております。また、現庁舎位置に建設とした場合、駐車場を含めた用地を確保するのがすごく難しいと考えております。また、仮庁舎の建設や事務機器等の移転の問題もありまして、経費が増大するのではないかとというような懸念もあります。

このようなことから、現在国で行われております市町村役場機能緊急保全事業の平成32年度までの期限付の支援事業の期間内では工事が完成しないのではないかと著しく私は憂慮しているところであります。そのようなことから、本条例の件に関しては、町当局が、川西町の山形おきたま農業協同組合の本店南側に位置するということには賛成をしたいと思います。

ただし、最後に、庁舎位置が変わることにより、先ほど神村議員もおっしゃられましたとおり、中心市街地の空洞化や、新しい庁舎になるとすれば、米坂線西側の町民の皆様のアクセスが大変重要になってくると思います。このようなことを町当局において早急に検討していただき、町民の皆様さらなる丁寧な説明をしていただき、町民の方々の不安を解消していただくよう要望しまして、私からは、議員各位に、私の賛成するという意見にご賛同いただき、私の賛成の討論とさせていただきます。

本当に大変重要な案件でありますので、十分お考えをいただきながら、私も賛成したいと思いますので、本当に議員各位の皆様においては慎重にお考えを決めていただき、賛同していただくようお願いを申し上げまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長 討論を終結し、採決に入ります。

この採決は記名投票にて行います。なお、本案は、地方自治法第4条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。



議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員数は13人であります。

よって、同意に要する数は9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定によって、開票の立会人に1番伊藤寿郎君及び2番伊藤進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載し、自己の氏名をあわせて記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 藤崎事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票記載台において記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

伊藤寿郎君及び伊藤 進君は、開票の立ち合いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、賛成票10票、反対票3票

賛成票を投じた議員

1 番 伊 藤 寿 郎 議 員	2 番 伊 藤 進 議 員
3 番 鈴 木 幸 廣 議 員	6 番 橋 本 欣 一 議 員
7 番 斉 藤 智 志 議 員	1 0 番 齋 藤 修 一 議 員
1 2 番 金 子 一 郎 議 員	1 3 番 佐 々 木 賢 一 議 員
1 4 番 遠 藤 章 一 議 員	1 5 番 加 藤 俊 一 議 員

反対票を投じた議員

5 番 神 村 建 二 議 員	9 番 淀 秀 夫 議 員
1 1 番 高 梨 勇 吉 議 員	

以上のとおり、本案に賛成が3分の2以上であります。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 6番橋本欣一君。

○6番 議長、私は、ただいま川西町役場の位置を定める条例が可決されたことにより、現在の庁舎の跡地利用が大きな課題となってきます。町民の皆さん、とりわけ小松地区の住民の皆さんの中心部空洞化の不安は現実のものとなります。この不安を一刻も早く払拭するため、川西町庁舎跡地利用に関する決議案を発議したく、審議のため、日程の追加の動議をいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、橋本欣一君から、川西町庁舎跡地利用に関する決議案提出の動議が出されました。この動議は所定の賛成者もありますので、成立いたしました。

---

◎日程の追加

○議長 川西町庁舎跡地利用に関する決議案提出の動議を急施事件として日程に追加し、追加

日程第1として直ちに議題とすることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時26分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時54分)

---

◎発議第20号 川西町庁舎跡地利用に関する決議について

○議長 追加日程第1、発議第20号 川西町庁舎跡地利用に関する決議について、これを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 私から提案説明させていただきます。

発議第20号 川西町庁舎跡地利用に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり川西町議会会議規則第14条の規定により提出します。

本日付で記載のとおり提出者、賛成者につきましては記載のとおりでございます。

朗読の上、提案させていただきます。

川西町庁舎跡地利用に関する決議(案)。

「川西町役場の位置を定める条例」が可決され、新庁舎建設地が決定された。庁舎位置変更に伴い、町の中心部である羽前小松駅西側の空洞化が危惧される。

よって、庁舎跡地利用の具体策をいち早く示し、住民の不安を、期待や希望に変える跡地利用となるよう、下記の事項について強く要望する。

1 住民参加による跡地利用の協議の場を早急に設置し、早期に具体策を示すこと。

2 引き続き住民理解に努めること。

以上、決議する。

本日付でございます。川西町議会。

以上、提案とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。

これをもって平成29年第5回川西町議会臨時会を閉会いたします。

まことにご苦労さまでした。

(午前10時56分)